新潟県条例第37号

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（信号機に関する基準） **第２条**　信号機に関する法第36条第２項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 (1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第２条第４項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの ア　人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの<u>（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</u> イ・ウ　（略） (2)　（略）	（信号機に関する基準） **第２条**　信号機に関する法第36条第２項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。 (1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第２条第４項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの ア　人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの イ・ウ　（略） (2)　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。